

(平成26年1月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 沖縄厚生年金 事案 502

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで  
② 平成 5 年 9 月 21 日から 6 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 62 年 8 月から平成 17 年 2 月まで B 社と A 社の両社間を行き来しながら継続して勤務していたが、A 社で勤務していた申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が空白となっている。当時、厚生年金保険料は継続して控除されていたはずで空白が生じていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について

申立人は C 建物内の A 社の店舗で勤務していたとしているところ、同社では、申立人に係るタイムカードや賃金台帳は既に廃棄し関連資料は残っていないとしており、申立期間①当時における申立人の勤務実態を確認することができない上、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無く、当時の事業主、社会保険事務担当者及び同僚から申立人の勤務実態について明確な証言は得られない。

また、申立人は申立期間①当時パートタイマーとして勤務していたとしているところ、当時の社会保険事務担当者は、当時の社会保険加入の取扱いについて、「パートタイマーは希望する者のみ厚生年金保険に加入させていた。」旨述べていることから、A 社では、パートタイマーについて、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、D 市では、申立人は昭和 63 年 12 月 1 日（社保離脱で取得）から平成元年 10 月 2 日（社保加入で喪失）までの期間、同市において国民健康保険に加入していたとしている。

#### 2 申立期間②について

申立人は E 建物内の A 社の店舗で勤務していたとしているところ、同社では前述のとおり、申立人の勤務実態について確認できる関連資料は残ってい

ないとしている上、当時の事業主、社会保険事務担当者及び同僚から申立人の勤務実態について明確な証言は得られないほか、申立人からE建物内の店舗で一緒に勤務していたとして氏名の挙がった同僚も、申立人の勤務期間について明確に記憶していないと述べている。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」によると、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は平成6年1月4日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は平成6年1月4日から8年10月31日まで確認できるところ、雇用保険の資格取得日は上記通知書における申立人の厚生年金保険の資格取得日と同日である上、申立期間②を含む平成5年1月から6年9月までに同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した7人の資格取得日と雇用保険の資格取得日を比較したところ、全員の雇用保険と厚生年金保険の資格取得日は同日であることが確認できる。

加えて、申立期間②当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険は多分セットで加入させていたと思う。」と述べているところ、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は確認できない。

### 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 沖縄厚生年金 事案 503

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで  
私は、ねんきん特別便が届いた時に、A社で働いていた頃の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を受給したことになることを初めて知った。同事業所を退職後に申立期間の脱退手当金を受給した覚えはないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 43 年 11 月 1 日前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給権を有する者全て（申立人を含む 5 人）の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が確認できる上、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 11 日後（同年 11 月 12 日）に支給決定されているほか、支給されたとする脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さは無い。

また、申立期間当時のA社における脱退手当金の取扱いについて、元事業主及び複数の同僚は当該手当金に関することは覚えていないとしている。

このほか、申立人からの聴取においても受給した記憶が無いと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。